

## 質問書に対する回答①

（件名）横浜新道 川上 I C～戸塚 T B 間付加車線道路概略設計

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 2-2 路線測量	本業務を実施するにあたり、路線測量 中心線測量の項目がありますが、種別の記載がございません。「第1種中心線測量A」、「第1種中心線測量B」、「第2種中心線測量」のどちらを想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	「第1種中心線測量A」を想定しております。
2	金抜設計書 道路概略設計 平面・縦断設計 特記仕様書2-6-1概略設計	特記仕様書2-6-1概略設計に「概略設計（B）」を実施と記載がありますが、金抜設計書の工種・名称・細目では、「概略設計 平面・縦断設計」となっており、こちらの名称では、「概略設計（A）」の項目に該当されます。 特記仕様書通り「概略設計（B）」として業務を行う場合、こちらの項目では、「概略設計（B）」の「縦断設計」のみ実施と考えてよろしいでしょうか。 それとも「概略設計（A）」の「平面・縦断設計」を実施と考えてよろしいでしょうか。 ご教示願います。	本業務は、供用中の高速道路における付加車線設置に必要な概略設計を想定しております。 概略設計の区分は、従前に実施した予備設計等が存在しないため「概略設計（A）」ではなく、既存の平面図等に基づく「概略設計（B）」相当と考えております。 また、平面線形を含む線形検討を行う必要があることから、「平面・縦断設計」を実施と考えております。
3	技術者資格に関する契約履行要件等一覧表、参加表明書様式3	契約履行要件に予定現場作業責任者がありません。要件の欄に「調達手続き中の配置は不要」と記載がありますので、参加表明書様式3の業務実施体制には予定現場作業責任者を記載しないものと考えてよろしいでしょうか。 ご教示願います。	参加表明書様式3の業務実施体制には配置予定現場作業責任者を記載する必要があります。 ただし、配置予定現場作業責任者の氏名は現時点で予定している方の氏名及び所属・役職を記載し、契約締結後参加表明書様式3に記載した方と異なる方が現場作業責任者となっても構いません。 現時点で配置予定現場作業責任者を特定することが困難な場合、氏名及び所属・役職の記入欄は「未定」とし、分担業務の内容を記載するのみで構いません。